

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象

更に使いやすい制度へ (4月30日～(予定))

ハローワークへの求職申し込みが不要に

支給上限額 (名寄市の場合)

- | | | | |
|-----------|---------|----------|---------|
| ・ 1人世帯 | 25,000円 | ・ 6人世帯 | 35,000円 |
| ・ 2人世帯 | 30,000円 | ・ 7人以上世帯 | 39,000円 |
| ・ 3人～5人世帯 | 33,000円 | | |

名寄市社会福祉協議会 (生活相談支援センター) までご相談ください。

TEL : 01654-3-9862 / FAX : 01654-3-9949

E-mail : soudan@nayoro-shakyo.jp

<http://www.nayoro-shakyo.jp/>

